一般社団法人 日本歯科技工学会認定

専門歯科技工士制度規程

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科技工学の専門的知識および臨床技能・経験の優れた者により、歯科技工における高度な水準の維持と向上を図り、国民に対して歯科医療技術者としての専門性を明らかにすることを目的とする.
- 第2条 前条の目的を達成するために、一般社団法人 日本歯科技工学会(以下「学会」という)は、 一般社団法人 日本歯科技工学会認定専門歯科技工士(以下「専門歯科技工士」という)の制 度を設け、専門歯科技工士制度の実施に必要な事業を行う.

第2章 専門歯科技工士申請者の資格

- 第3条 専門歯科技工士の資格を得ようとする者は、学会に申請し、本規程第5章に定める筆記試験 および症例発表の審査に合格しなければならない。
- 第4条 専門歯科技工士の資格を申請できる者は、申請時において次の各号のすべてを満たすことを 必要とする.
 - (1) 日本国歯科技工士の資格免許を有すること.
 - (2) 5年以上引き続き学会の会員歴を有すること.
 - (3) 日本歯科技工学会学術大会に申請時の5年以内に3回以上出席していること.
 - (4) 学会の学術集会または、雑誌において歯科技工学に関連する発表を行っていること.

第3章 専門歯科技工士認定委員会

- 第5条 専門歯科技工士の資格の適否審査と本制度の運用を適正に行うために専門歯科技工士認定委員会を置く.
- 第6条 専門歯科技工士認定委員会の委員構成は、委員長および各支部からの委員を含めて7名 以内とし、委員長により推薦し、理事会の承認を得る.
 - 2. 委員は専門歯科技工士として認定された者でなければならない.
 - 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない.
 - 4. 委員長は会長がこれを指名し、副委員長1名を置き、委員長がこれを指名することができる.
 - 5. 専門歯科技工士認定委員会委員とは別に、症例発表の審査を担当する専門歯科技工士試験審査員を学会から委嘱する.
- 第7条 専門歯科技工士認定委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する.
 - 2. 専門歯科技工士認定委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる.
 - 3. 専門歯科技工士認定委員会は、専門歯科技工士の資格の認定審査を行うために年 2 回開催する.

4. 専門歯科技工士認定委員会の審査を受けた者には、認定審査結果報告書(様式 6)を発行する.

第4章 専門歯科技工士の基本的条件

- 第8条 専門歯科技工士は、歯科技工学領域における補綴装置等の製作のための高い歯科技工技能の 習得、または教育、関連機材の研究および開発を行うこととする。
- 第9条 専門歯科技工士は次の各号をすべて満たす者でなければならない.
 - (1) 学術大会に出席すること.
 - (2) 歯科技工に関連する発表を行うこと.
 - (3) 歯科技工に関連する領域の啓発活動を行うこと.
- 第10条 その他、学会が特別に認めた者、

第5章 試 験

- 第11条 試験は、筆記試験と症例発表審査とし、両者の評価点数がそれぞれ7割以上を以って専門歯 科技工士試験合格とする.
- 第12条 筆記試験に合格した者は、1年以内に症例発表審査に合格しなければ、改めて筆記試験を受けなおすこととする.
- 第13条 筆記試験の設問は50問とし4肢択一式問題とする.
- 第14条 症例発表審査はポスター発表形式とし、会場は学術大会および支部学術大会開催時に設定され、認定委員会が任命した専門歯科技工士試験審査員が口述試験審査を行う.

第6章 資格申請および登録

- 第15条 専門歯科技工士の資格を得ようとする者は、別に定める申請書に症例発表分野を明記し、認 定申請料を添えて学会に提出しなければならない.
- 第16条 専門歯科技工士認定委員会において認定審査に合格した者は、登録料を添えて登録申請を 行わなければならない.
 - 2. 学会は、前項の申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに日本歯科技工学会雑誌および社員総会において報告する.

第7章 資格の更新

- 第17条 専門歯科技工士は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない.
- 第18条 専門歯科技工士の資格の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定める各号のすべての 内容を満たさねばならない.

第8章 資格の喪失

- 第19条 専門歯科技工士は、次の各号の一に該当するとき、専門歯科技工士認定委員会の議を経て、その資格を失う.
 - (1) 学会会員の資格を喪失したとき.

- (2) 日本国歯科技工士の免許を喪失したとき.
- (3) 本人が資格の辞退を申し出たとき.
- (4) 専門歯科技工士の資格更新の手続きを行わなかったとき.
- (5) 認定委員会が専門歯科技工士として不適格と認めたとき.

第9章 補 則

- 第20条 専門歯科技工士認定委員会の決定に疑義のある者は会長に申し立てることができる.
- 第21条 この規程の改定については、理事会の承認を必要とする.
- 第22条 この規程の施行についての細則は別に定める.

附 則

- 1. この規程は、平成28年4月1日より施行する.
- 2. この規程は、平成29年5月9日に改正し、同日より施行する.